

同時履行 宅建 H15-09-2 《#688》

【問】 正誤をつけよ。

目的物の引渡しを要する請負契約における目的物引渡債務と報酬支払債務とは、同時履行の関係に立つ。

【答え】 正しい

《ポイント》 報酬の支払時期【宅建 ★基本頻出】

報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。（民法 633 条本文）

同時履行の関係に	
立つ	立たない
<ul style="list-style-type: none"> ・売主の物の引渡し(登記)と、買主の代金支払い ・取消し・解除による原状回復義務 ・受取証書の交付と、弁済 ・請負人の完成物の引渡しと、注文者の報酬支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借家屋の明渡しと、敷金の返還 ・抵当権抹消手続と、弁済 ・債権証書の返還と、弁済

※ 請負

① 仕事の完成（先履行）

② 完成物の引渡し ⇔ 報酬の支払い（同時履行）